平成２９年（フ）第１４８号
静岡市清水区大沢町９番７号　コンシェール大沢101、旧住所静岡市清水区有東坂１丁目240番地の４
債務者　星野　　修
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７４号
静岡市葵区東千代田２丁目３番14―203号
債務者　太田　稔晃
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５２号
横浜市中区根岸町２丁目86番地　ＰＩＮＥ　ＧＬＯＷ　ＦＬＡＴ　１－Ｃ
債務者　都筑　　勝
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０６３号
神奈川県高座郡寒川町倉見670番地１　第25明智ビル202号
債務者　大杉　雄一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０６８号
横浜市西区境之谷98番地　みちい荘207号
債務者　澤口賢一郎
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０６９号
横浜市都筑区葛が谷１番214号
債務者　中澤奈保子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０７５号
横浜市都筑区荏田東１丁目９番26―305号
債務者　長谷川康夫
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６号
静岡市葵区千代586番地の１
債務者　古橋　智子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０６２号
横浜市金沢区富岡西５丁目22番７号　遠藤方　２－１
債務者　藤井　慎一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９号
沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋96番地　２Ｆ
債務者　前原　　旭
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１０４９号
横浜市西区岡野１丁目４番５号　西岡野荘９号
債務者　桑原　龍也
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０６５号
横浜市都筑区仲町台４丁目27番15号　エルムハイムⅠ　104
債務者　高橋　えり（旧姓小宮）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１８９号
千葉県八街市東吉田89番地５
破産者　河南　正明
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１９０号
千葉県八街市東吉田89番地５
破産者　河南美智子
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２４５号
千葉県佐倉市染井野６丁目27番地14
破産者　森川　　睦
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部